

公募型プロポーザルの実施について

平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業について、次のとおり公募型プロポーザルによる業務委託者の選定を行うので公告する。

令和8年6月15日

平戸市長 松尾 有嗣

1 業務概要

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 業務名 | 平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業 |
| (2) 業務内容 | 平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 本契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで |
| (4) 委託料上限額 | 42,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |

2 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 日本国内に法人格を有し、本事業を円滑に遂行できる事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 平戸市建設工事指名停止措置要領(平成19年平戸市告示第104号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 平戸市暴力団排除条例(平成24年平戸市条例第22号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 長崎県、福岡県、佐賀県内に本社、支店、支社等の事務所を開設していること。

3 参加申込書及び提案書等の提出期限

- | | |
|-------|--------------------|
| 参加申込書 | 令和8年7月10日(金)午後5時必着 |
| 提案書等 | 令和8年7月17日(金)午後5時必着 |

4 業務委託者選定方法

平戸市デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領のとおり行う。

5 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市議会事務局にて交付するほか、平戸市ホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

(平戸市ホームページアドレス <http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>)

6 問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
平戸市議会事務局議事・調査班
電話番号 0950-22-9170(直通)
FAX 0950-22-3427
Eメール gikai@city.hirado.lg.jp